

市民意見の概要及びそれぞれのご意見に対する対応と考え方（案）

① 条例素案全体に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
1	<p>これまでの議会活動について、一般論を述べているだけで、わざわざ「基本」条例として、制定する意味があるのか疑問である。この条例が制定されたことにより、これまで以上の議会の情報公開や市民の参加が促進されるのか、市民には全くわからない。</p> <p>アライ的な条例と言わざるを得ない。さらなる議論の深化を求める。</p>	<p>原文どおり</p> <p>一般に、基本条例は、当該分野における理念や基本方針を定めることにより当該分野の施策の方向付けを行い、他の法令等を指導・誘導する役割を担うものとされており。</p> <p>そのため、この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別の条例や会議規則等において詳細な関係規定を定めて取り組んでいくという体系を考えております（第10条参照）。</p>
2	<p>素案について、大雑把で具体性に欠けているという印象を持った。第一に、市民と議会との関係が抜け落ちている。議会改革は、市民との関係の強化と政策形成強化の両面から進められているところで、他都市の議会基本条例には明記されている。条文数も11条と少なく（大阪府高石市と同じで全国最少）、中身が薄いように感じる。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
3	<p>政令指定都市のなかでも、福岡市は政務活動費の情報公開が進んでいない状況である。このような議員活動に関する情報公開に関する文言が入っていないことに、大きな疑問を抱く。</p>	
4	<p>既に制定されている政令市の議会基本条例と比べて見劣りがする。5年前の参考人招致で2人の大学教授にお話しいただいた内容が活かされていない。2年前の議会改革調査特別委員会における議論からも後退している。7年以上に及ぶ特別委員会での議論の結果がこの内容というのは残念な限りである。</p>	

5	<p>福岡市議会では、2017年12月、19年ぶりに識者による参考人招致が行われ、議会基本条例に関する調査が行われた。参考人として出席された大学教授は、議会改革は、首長の暴走を止めるためのインフラで、議会基本条例は、首長の独裁を防ぐために大きな意義があると指摘していた。そうした指摘が、素案には反映されていない。</p>	
6	<p>全体を通して、市民の声がきちんと反映される仕組みになっていないと感じる。</p> <p>事業なども、市民の声が反映されていない、開発ありきでアリバイ程度の市民説明となっていると感じる。市民に真に開かれた議会を求める。</p>	
7	<p>このような基本条例を制定しても、市民より自分の組織を優先する一部の議員には効果がなく、どうしてもというなら前文に上記を否定する文言を入れるべきはないか。</p> <p>国会はともかく、市民に近い市議会において、本会議採決にあたり「党議拘束」をするのはおかしい。</p>	
8	<p>「市民と議会の関係」は欠かせないもので、章立てをする必要がある。常任委員会の議事録は発言者氏名が記載されず、○△となっているが、このようなことをしているのは、福岡市以外にはない。また、委員会のインターネット中継も実現していない。これらは市民と議会の関係の強化を進めるために必要不可欠である。</p> <p>以下の章・条文を追加してはどうか。</p> <p>第〇章 市民と議会の関係（市民に開かれた議会）</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、主権者たる市民の代表機関として、議会に係る情報公開を徹底する。 ・ 市民に対する説明責任を果たすため、議会報告会を行う。 ・ 議会の会議は、法制上の委員会等の会議である与否とを問わず、すべて公開を原則とし、傍聴は、採決を含めて公開する。 ・ 傍聴は、委員会室での傍聴とし、傍聴者多数の場合は、入室可能な部屋で開催する。 ・ 議会は、市民が等しく傍聴できる、具体的な議会運営の改善に努める。 ・ 議会の会議は、速やかに会議録を作成し、市民の閲覧に供する。 ・ 会議録には表決の結果にとどまらず、発言者の氏名、発言の要旨、審議の経過及び各議員の表決における可否等を記載する。 	
9	<p>議員のパフォーマンスなのではないか。条例の制定の意気込みを示してほしい。</p>	

② 前文に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
10	<p>前文の第3段落中、「福岡市議会は、」の後に、以下の文言を追加してはどうか。</p> <p>「福岡市民の未来の豊かな生活・社会活動を展望するため、市民の意思を把握し集約し、政策決定の過程を市民に広報し公開し、市民の意思を市政に反映させるという議会の重要性を確認し、」</p>	<p>原文どおり</p> <p>前文は条例制定に至った背景を中心に構成しております。</p> <p>ご意見にある議会の重要性については第2章や第3章を中心に条例全体で示させていただいていると考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>

③ 第1章 総則（第1条）に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
11	<p>「市民『生活』の向上」を「市民『福祉』の向上」とした方がよい。</p> <p>「生活」だと「生存して活動すること、世の中で暮らしていくこと」との意味であるが、「福祉」だと、①幸福。特に、社会の構成員に等しくもたらされるべき幸福（大辞林）や②（「祉」も、幸福の意）満足すべき生活環境（新明解）や③幸福。公的扶助やサービスによる生活の安定、充足（広辞苑）とあり、ふさわしいと考える。</p>	<p>原文どおり</p> <p>「市民『生活』の向上」を「市民『福祉』とすることについては、議会改革調査特別委員会での協議において、「福祉」には公的扶助のイメージが強く感じられるなどの理由もあり、「市民生活」という表現にさせていただきました。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>

④ 第2章 議会に関する基本的事項（第2条―第3条）に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
12	<p>第2条「(4) 請願、意見書案、決議案等について、機関としての意思決定を行うとともに、国等への意見表明等を行うこと。」とあるが、それ以降請願について定められたものが何もない。請願は市民の政治参加の権利であり、市民から市の政策提言だと考える。請願者の発言を認めるなど、請願についても条や章を追加し、盛り込むべきと考える。</p>	<p>原文どおり</p> <p>第8条において、「議員は、多様な市民意思を把握し、的確に市政に反映させること」等を定めており、請願につきましてはこの「市民意思」を代表するものと考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
13	<p>請願審査の際、委員会の開会前にスピーチを行うよう委員長に指定される。</p> <p>委員長は審査開始を宣言した後、直ちに請願者に請願の趣旨と請願項目を含めてスピーチしてもらい、委員会の審査を始めるべき。</p> <p>多くの地方議会は、請願・陳情は市民・住民からの政策提言として受け止め尊重する、議会基本条例に位置付けており、福岡市議会もそのようにしてほしい。</p>	
14	<p>委員長は審査開始を宣言した後、すぐに請願者に請願の趣旨と請願項目を含めてスピーチしてもらい、委員会の審査を始めるべき。</p> <p>委員会の審査中に発言できるのは正規の参考人だけであるとのことであれば、請願市民を正規の参考人と明確に位置付けるようにしてほしい。</p>	
15	<p>「請願」、意見書案、決議案等について、「市民の参画」がないので、条例を設けてほしい。</p> <p>「請願」は市民の政治参画の権利、政策提言であり、請願者の発言を認めるなどの「市民の参画」を加えてほしい。</p>	

16	<p>第2条に、以下の文言を追加してはどうか。 「(5) 意思決定にいたるまでの過程について、市民に丁寧に広報し開かれた議会運営を行うこと。」</p>	<p>原文どおり</p> <p>第2条では客観的事実としての議会の役割を定め、第4条においてその役割に対する活動原則（決意）を定めております。</p> <p>ご意見の趣旨は第4条に含まれるものと考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
17	<p>第2条「(3) 政策立案及び政策提言を行うこと。」については、「議会の役割」だけでなく、「議員の役割」でもあるので、位置づけについて再考すべき。</p>	<p>原文どおり</p> <p>「政策立案及び政策提言を行うこと」は、「議会の役割」だけでなく、「議員の役割」でもあると認識しております。</p> <p>条例第6条において、第2条に定める議会の役割を果たすため、その構成員である議員が担う役割としてその主なものを定めております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>

⑤ 第3章 議会の活動原則（第4条―第5条）に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
18	<p>議会だよりで福岡市全世帯に配布される、各議員の議会質問の紹介において、各議員の氏名は記載されず、各会派の名称だけが記されている。議会基本条例において、議会だよりへの報告は、各議員個人名を明記すると規定すべき。</p>	<p>原文どおり</p> <p>この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別に取り組んでいくことを考えております。</p> <p>「ふくおか市議会だより」につきましては、別途、「福岡市議会広報委員会」において協議しておりますので、いただいたご意見を参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
19	<p>議会だよりに、会派は書いてあるが、議員の名前が記されていない報告になっている。現在は、意見質問するときは自分の立場を明朗にして発言するのが基本ではないかと思うが、まず記名について実行してもらいたい。</p>	<p>「ふくおか市議会だより」につきましては、別途、「福岡市議会広報委員会」において協議しておりますので、いただいたご意見を参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
20	<p>議会基本条例において、議会だよりへの報告は、現在のように会派名ではなく、各議員個人名を明記する、と記してほしい。</p>	<p>「ふくおか市議会だより」につきましては、別途、「福岡市議会広報委員会」において協議しておりますので、いただいたご意見を参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
21	<p>条例第4条第3項では「議会は、本会議及び委員会で行われた議論の内容や議決結果について、広報紙、ホームページ等により市民に分かりやすい形で広報する。」とあるが、実際に委員会の傍聴をした際、参加議員の発言内容がひどいと感じたが、委員会記録では、誰が賛成で誰が反対だったのかが分からないこと、発言内容が明記されていないことなどから、次回の選挙でその議員を判断する材料が乏しい。主権者たる市民に対して、情報が開示されていると言えない状態になっている。</p> <p>このため、条例には賛成者・反対者の明記と、その際の発言内容を公開するように明記すべき。</p>	<p>原文どおり</p> <p>この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別の案件ごとに詳細に検討の上、取り組んでいくことを考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>

22	<p>すべての議会内容をネットで公開すること。分科会などは非公表とされており、居眠り、怠慢、非積極的など議員の資質がなく、高い議員報酬が目当てと思われる議員がいる。それを正すためにも議員席の様子を含め公開すること。そもそも分科会は議員も一切市民に知らせないひどいものである。</p>	
23	<p>基本条例の議論とあわせて行われた各論の議論（常任委員会の会議録の問題や、インターネット中継の問題など）は来期も継続して協議してほしい。</p>	
24	<p>「信頼される議会」という箇所を「信頼される開かれた議会」に、修正してはどうか。 ※「前文」「第1章 総則（第1条）」への意見</p>	<p>原文どおり</p> <p>「開かれた議会」は、この条例が実現を目指す「信頼される議会」の実現のために重要と考えており、第4条において、議会日程の事前周知や配布資料の提供、分かりやすい議事運営や議会広報について定めております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
25	<p>「市民の参画」に係る条文がない。</p> <p>例えば、「政策の形成の過程において市民が参画できる機会の提供に努めなければならない」、「(前項の目的を達成するため、) 議案の審議及び市長等の事務調査等に当たっては、公聴会又は参考人の制度等を積極的に活用するものとする」などの条文を加えてほしい。</p>	<p>原文どおり</p> <p>この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別の案件ごとに詳細に検討の上、取り組んでいくことを考えております。</p> <p>参考人招致及び公聴会については、地方自治法や会議規則に規定があり、参考人招致については実施実績もあることから、議会改革調査特別委員会での協議において、今回は、議会基本条例には規定しないこととしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参</p>

		考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。
26	市民の意思を把握し市政に生かすためには、議会報告という形で直接公共の場で報告、意見交換、交流を図る必要がある。	<p>原文どおり</p> <p>この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別の案件ごとに詳細に検討の上、取り組んでいくことを考えております。</p> <p>議会報告会については、既に議員や会派において個別に実施しており、議会基本条例の規定がなくとも実施可能であることから、議会改革調査特別委員会の協議において、今回は、議会基本条例には規定しないこととしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
27	<p>議会全体が市民全体に対して(実際に参加するのは一部の市民であっても)議会報告を実現すべき。与党・野党に分かれている現状を超えて、全議員が全市民に向かい議会全体の存在(感)を示すことが重要である。</p> <p>また、議会報告会の中で、あるいは別途に先進地視察報告会も実現してほしい。先進地視察は、議員にとって非常に有益なことが多く、報告文書だけで終わらず、市民に対して返してほしい。</p>	
28	議員の先進地視察は、議員にとって非常に有益なことが多いように見受けられる。それを報告文書だけで終わらず、市民に対して還元すべく、議会報告会を市民向けに開くように、議会基本条例において制定してほしい。	
29	<p>第4条に、以下の文言を追加してはどうか。</p> <p>「議会は、二元代表制の重要性を認識し、市民の議会であることを常に認識し、広く市民の意思を把握し、市政に反映するため公共の場で議会として、市政に反映する公共の場で議会として市民との意見交換・交流を図る。そのために、議会報告会の形式で一年に一回は、議会として市民と直接向き合う機会とする。」</p>	

30	<p>市民が議会に接触する機会は傍聴から始まると言ってもよい。その傍聴は傍聴規則によって、管理されている。傍聴人はマフラーや帽子を取れ、とするなど、表現の自由を侵し、人権侵害につながるおそれもある。傍聴しやすい議会を実現する、を基本条例の中に入れて、善処してほしい。</p>	<p>原文どおり</p> <p>この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別の条例や会議規則等において詳細な関係規定を定めて取り組んでいくという体系を考えております（第10条参照）。</p>
31	<p>傍聴細則には基本的人権を侵害する規定がある。それらを廃止して、傍聴しやすい議会を実現することを基本条例の中に入れてほしい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>

⑥ 第4章 議員に関する基本的事項（第6条―第7条）に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
32	<p>第4章に、以下の文言を追加してはどうか。 「第7条 議員は、市民の範となるように努める。 2 前項に定めるもののほか、福岡市議会議員の政治倫理に関する条例を遵守する。」</p>	<p>原文どおり</p> <p>この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別の条例や会議規則等において詳細な関係規定を定めて取り組んでいくという体系を考えております（第10条参照）。</p> <p>市議会議員の政治倫理に関する事項は、「福岡市議会議員の政治倫理に関する条例」で定めていることから、議会改革調査特別委員会での協議において、議会基本条例には規定しないこととしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
33	<p>議員は各区から選出されているが、各区の多様性を踏まえた課題解決へ向けて、議会・議員がどのような役割を果たすのか言及されていないことも疑問である。</p>	<p>原文どおり</p> <p>各区の多様性を踏まえた課題解決は重要と認識しております。</p> <p>条例第8条の、「多様な市民意思を把握し、的確に市政に反映させる」という過程において、各区から選出された議員それぞれが各区の多様性を踏まえた課題解決の実現に向けて取り組んでいくものと考えています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
34	<p>議員活動は、高額な報酬に見合わない。市民に対する活動を一切しない。要するに市民へのサービスがない。サービスイコール選挙に勝つこと。報酬を得ることが仕事である。 そのような議員が多い場合は大胆な報酬の</p>	<p>※議員報酬等への意見</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>

	引き下げを検討すること。	
35	<p>あまりにも内容の無いひどいものである。税金のムダで温床となっている。議場での居眠りや読書など極端に態度が悪い。社会人の基本がなく、人間としてなっていない。そのような議員は、議場から退出させることを条文に盛り込むこと。</p> <p>そのような議員に対しても税金から多額の議員報酬が支払われる。議会の品位が損なわれる。数時間の話も聞けない人間や社会人としての不適合者を議員から排除して、緊張感があり、本当にレベルの高い民主主義を実現するものになるような条例の内容でなければならない。</p>	

⑦ 第5章 議員の活動原則（第8条―第9条）に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
36	<p>「市民意思」は、「市民ニーズ」又は「市民意思（市民ニーズ）」に修正したほうが分かりやすい。</p>	<p>原文どおり</p> <p>同部分については、実際に市に寄せられる「意見」や「ニーズ」だけでなく、そのような段階に至る前の市民の「考え」「思い」も拾い上げるとの意味において「市民意思」という表現としております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
37	<p>条例制定後の具体的な取組が見えない。市民ニーズを把握するために何をするのか。</p>	<p>原文どおり</p> <p>この福岡市議会基本条例では、議会や議員の役割に関する基本認識や活動原則等を規定することとし、具体的な制度や取組については、別途、個別の案件ごとに詳細に検討の上、取り組んでいくことを考えております。</p>
38	<p>「市民意思の反映サイクルの実現」は素晴らしいが、その具体的な方法が書かれておらず、不十分だと考える。</p> <p>市民の意見をどのように把握するのか、それをどう扱うのか、を盛り込むべきだと考える。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
39	<p>第8条（市民意思の反映サイクルの実現）に「一連の活動」とあるが、(1)市民の意思を「どのようにして」きめ細かく把握するのか。(2)市民意思を「どのようにして」的確に市政に反映させるのか。(3)「いつ」市民に報告し、意見を交わすのか。また、市民意思の把握を行ったことを「どのように」「だれに」「周知するのか」を明記してほしい。曖昧なままだと、議員からの一方的な報告・周知となることも考える。</p> <p>「反映サイクル」（循環）を成立させるために、具体的に条例で示してほしい。</p>	

40	<p>市民意思の反映サイクルというからにはひとつの循環を示す必要があると考える。市民の意見をもとに議会としてどう取り組むのか、それを「第2条(3) 政策立案及び政策提言を行うこと。」にどうつなげるのか、についてもこの章の中に盛り込むべきだと考える。</p>	
41	<p>第8条の内容は「議員の活動原則」ではなく、第3章の「議会の活動原則」にすべき。議員個人としてではなく、議会として「市民意思の反映サイクルの実現」が必要である。</p>	<p>原文どおり</p> <p>条例第8条第1号から第3号に規定している一連の活動については、議会の役割を果たすため、議会の構成員たる議員に着目し、議員の活動原則を示したものとしております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>

⑧ 第6章 補則（第10条—第11条）に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
42	<p>議会基本条例の見直し規定がないのはよくない。議会改革を継続的に進めるためにも、最低でも1期4年ごとに見直す必要があると考える。全国で最初に議会基本条例を制定した栗山町でも、これまで10回程見直しをしており、追加するよう求める。</p>	<p>原文どおり</p> <p>議会を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、この条例についても適宜見直しを行っていくことが必要であると認識しております。</p> <p>周期を定めることなく、見直す必要性が生じた場合には、その都度柔軟に対応することを考えております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
43	<p>まずは議会基本条例を制定した上で、少なくとも4年に一度は検証し、条例を見直す条項を追加すべき。</p>	
44	<p>第11条「この条例について検討を加え、必要があると認めるときは」→「誰が」「いつ」「どうやって」改定・改正をするのかを明記する必要がある。</p> <p>例えば、委員会を設けて4年に1度必ず検討をすると決めれば、より、「市民に寄り添い、市民に信頼される議会」へ確実にバージョンアップしていくと思う。</p> <p>他の自治体から遅れて、やっと制定することになった福岡市議会基本条例であり、改定・改正の時期（締め切り）を明確にして、制定しただけにならないように努めてほしい。</p>	
45	<p>第11条に、以下の文言を追加してはどうか。「一年に一回は、経過を確認し検討を加え、」</p>	

⑨ 条例素案の内容以外に関するもの

No.	市民意見の概要	ご意見に対する対応と考え方
46	<p>市民への広報を十分に図ることが重要だが、不足している。今回のパブコメもどのくらいの市民が知っているか。知っていれば提案できるが、知らなければ無理である。市民参加ができるように根本的に広報を重要視し、検討してほしい。</p>	<p>議会基本条例（素案）に対する意見募集については、市ホームページへの掲載や Twitter、LINE などの SNS の利用のほか、7 区の市民センターや市内全公民館へのチラシ配布、報道機関への情報提供など周知を図ったところです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます、この条例の目的とする、市民により一層信頼される議会の実現を図ってまいります。</p>
47	<p>パブリックコメントを実施する時は、市民対象の説明会を開催することを求める。</p> <p>その際、昼の部と夜の部の二部制で開催など、私たち市民が参加しやすい時間や場所を提供し、中立の立場で分かりやすく解説してほしい。</p> <p>市民の意見を求める「開かれた市政」には、説明責任があると考えます。</p> <p>今回の「議会基本条例」は「福岡市議会事務局」が事業担当課となるが、「説明会開催の要望が市民からあった」と担当部署に伝えてほしい。</p>	<p>議会基本条例（素案）に対する意見募集については、市ホームページへの掲載や Twitter、LINE などの SNS の利用のほか、7 区の市民センターや市内全公民館へのチラシ配布、報道機関への情報提供など周知を図ったところです。</p> <p>市のパブリックコメントに関するご意見については、制度所管課にもお伝えいたします。</p>
48	<p>パブリックコメントを実施した後に、あなたの意見はこのように取りまとめました、このように議会に諮ります、この意見を参考にしました、この意見はこの理由で採用されませんでした、などの説明を担当部署からしてほしい。</p> <p>市民の意見を募集した後に、その意見がどう反映されたか。第 8 条 (3)「市民意思の反映サイクルの実現」を求める。</p>	<p>この「ご意見に対する対応と考え方」のとおりです。</p>

福岡市議会基本条例（素案）

前文

日本国憲法は、地方公共団体の統治機構として、議事機関である議会と執行機関である首長を設置する二元代表制を採用しており、議会は、地域の多様な民意を集約し、地方公共団体の意思決定を行う役割及び首長等の執行機関を監視する役割を担っている。議会では、住民の身近な存在として思いを託された議員が、首長等の執行機関と公開の場で議論を重ねることにより、地方公共団体としての最終的な意思決定を行うとともに、首長等の執行機関の予算、事務執行等に関する監視、評価等を行っている。

とりわけ政令指定都市の議会は、住民に最も近い基礎自治体として市民の声にきめ細かく対応しつつ、都道府県に準ずる数兆円規模の予算、広範な施策等についても幅広い視野と長期的な展望を持って意思決定等を行っていくことが求められるため、福岡市議会では、かねてから政策形成機能及び監視機能の充実、強化等に取り組んできた。

福岡市議会は、これまで進めてきた取組みを着実に継承していくとともに、住民自治の根幹を担う議事機関として、あらためて市民に寄り添い、市民に信頼される議会を実現することを決意し、ここに議会及び議員の活動原則等を定める議会基本条例を制定するものである。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会及びその構成員である議員に関する基本的事項を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等を定めることにより、市民により一層信頼される議会の実現を図り、もって市民生活の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会に関する基本的事項

（議会の役割）

第2条 議会は、住民自治の根幹を担う議事機関として、主に次の役割を担う。

- (1) 条例案、予算案等について、市としての意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の執行機関、地方公営企業及び市の出資法人の事務の執行等について、監視、評価等を行うこと。

- (3) 政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 請願、意見書案、決議案等について、機関としての意思決定を行うとともに、国等への意見表明等を行うこと。

(議会の組織)

第3条 本会議は、全ての議員で構成し、議会としての最終的な意思決定を行う。

- 2 議会は、担当部門に属する事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行う常任委員会、議会の運営に関する調査等を行う議会運営委員会並びに必要に応じて議会の議決により付議された事件を審査する特別委員会を設置する。

第3章 議会の活動原則

(市民により一層信頼される議会の実現)

第4条 議会は、市民の信託を受けた議員が、託された民意を背景として公開の場で議論を重ね、表決に参加する場として、公正で分かりやすい議事運営を行うとともに、本会議及び委員会は原則として傍聴その他の方法により公開する。

- 2 議会は、本会議及び委員会の日程、議題等をホームページ等により事前に市民に周知するとともに、本会議及び委員会の配付資料を原則として傍聴者の閲覧に供する。
- 3 議会は、本会議及び委員会で行われた議論の内容や議決結果について、広報紙、ホームページ等により市民に分かりやすい形で広報する。

(議会の機能強化等)

第5条 議会は、市民意思を集約し、的確に市政に反映させる場として、そのあるべき姿を不断に追求するとともに、その政策形成機能及び執行機関に対する監視機能の一層の強化に取り組む。

- 2 議会は、効率的かつ効果的な議会運営、議会広報等の実現のため、情報通信技術等の積極的な活用に努める。

第4章 議員に関する基本的事項

(議員の役割)

第6条 議員は、議会が第2条に定めるその役割を果たすため、その構成員として、主に次の役割を担う。

- (1) 本会議又は委員会における発言によって、条例案、予算案その他の議案及び市長等の執行機関の事務の執行等について、その効果、課題等を明らかにするとともに、表決権を行使すること。
- (2) 必要に応じて、一定数の議員とともに、条例案、意見書案、決議案、修正案その他の議案等を提出すること。

(本会議及び委員会以外の活動)

第7条 議員は、前条に定める議員の役割を果たすため、本会議及び委員会における活動のほか、調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等の政務活動を行う。

第5章 議員の活動原則

(市民意思の反映サイクルの実現)

第8条 議員は、多様な市民意思を把握し、的確に市政に反映させるため、自らの政策形成能力及び執行機関に対する監視能力を発揮し、次に掲げる一連の活動を循環させる。

- (1) 市民の身近な存在であるその特性を生かし、市民意思をきめ細かく把握する。
- (2) 本会議又は委員会における発言、表決、議員提出議案の提出等により市民意思を的確に市政に反映させる。
- (3) 議会における自らの活動を市民に報告し、意見を交わすことにより、さらなる市民意思の把握を行う。

(議員の能力向上等)

第9条 議員は、市民の代表として、そのあるべき姿を不断に追求するとともに、市民意思を的確に市政に反映させるための政策形成能力及び執行機関に対する監視能力の一層の強化に取り組む。

第6章 補則

(他の条例等との関係)

第10条 この条例は、議会及び議員に関する基本的なあり方を定めるものであり、議会又は議員に関し必要な事項は、別に会議規則、条例等で定める。

2 前項の会議規則、条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、その内容はこの条例と調和するものでなければならない。

(検討)

第11条 議会は、この条例の施行後においても、この条例について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。